

第7回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月14日（火）午後1時55分から午後3時

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（10人）

会長職務代理者	13番	武島竜太			
委員	1番	佐藤雄一	2番	鹿又幸也	
	3番	後藤義昭	5番	中和田吉彦	
	7番	小島良金	8番	小田原正一	
	9番	瀧澤正一	11番	坂本雄司	
	12番	廣瀬惠美子			

4. 欠席した農業委員（3人）

6番	館山友美子
10番	佐畠幸一
14番	前川正人

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	門馬優樹
事務局主査	大可原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和6年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。本日、前川会長がインフルエンザ感染により欠席となります。よって、議長は、武島会長職務代理者が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長 本日は、第7回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第7回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、欠席の届出は、6番館山友美子委員、10番佐畠幸一委員、14番前川正人委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。12月24日、火曜日、新任の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を実施いたしました。また、同日、本日の総会に係る議案を郵送配布をさせていただいております。1月7日、火曜日、及び8日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。8日、新春のつどいが開催され、前川会長、武島会長職務代理者、佐藤振興委員会、小島振興副委員長が参加しております。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番廣瀬恵美子委員、1番佐藤雄一委員、ご両名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分につ

いてを議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分、農地の転用の事実に関する照会について、説明いたします。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和6年11月29日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱わさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。なお、申請人は、既に死去している許可申請者の子に当たります。令和6年12月12日に10番農業委員と八幡地区担当佐藤辰雄農地利用最適化推進委員から聞き取りを行い、転用目的のとおり「通路用地」として使用していることを確認し、令和6年12月13日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の報告を受理いたしました。通常、農地以外の目的で建物を建設する場合には、農地転用許可申請を行う必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農地転用許可申請を省略して、届出のみで農業用施設の建設が可能となる

ものです。去る1月7日、1番、2番、3番農業委員とともに現地調査を実施しました。既に農業用倉庫が2棟建設されている状況で、追認の形で届出をいただいたところです。

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。去る1月7日、1番、2番、3番農業委員とともに現地調査を実施しました。届け出の内容については、議案書記載のとおりとなっております。進捗率が0%の番号4について、転用目的は太陽光発電事業用地となっていますが、進捗率が0%の理由として、申請地には仮登記権が設定されており、令和7年中に抹消手続き及び工事に着手する予定であると転用事業者から聞き取りをしているものです。

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。このうち、番号1及び番号2については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。番号3から番号4については、去る1月7日、1番、2番、3番農業委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。番号5については、前回の総会において一度報告した内容になりますが、前回の現地調査を行ったところ造成工事が行われていなかったため、現地調査終了後、転用事業者の代理人に対して工事が完了したのち、再度報告書を提出するよう指導しました。その後、12月18日に改めて工事完了報告書の提出があり、去る1月7日に現地確認したところ、太陽光発電事業にかかる資材置場として工事が完了していることを確認したところです。

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は13件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、このうち、番号8、番号11については、農業委員会によるあっせんの希望がありました。番号8、番号11ともに、地区担当の委員へ耕作者あっせんの依頼を行っており、番号11については、新たな耕作者への所有権移転として、議案書7ページの議案第1号農地法第3条申請が本総会議案として上程されているものです。

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知がございました。こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。番号1、2ともに耕作者変更に伴う合意解約となっており、番号1については、次回以降の農

業委員会総会にて利用権設定の議案が上程される予定です。番号2については、本総会の議案第6号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてで、解約後の耕作者への利用権設定される議案が上程されているものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。案件1番・案件2番の譲受人が同一の為、一括での報告とさせていただきます。去る1月8日、地区担当推進委員を交え、農地法第3条の許可チェックシートに基づき聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）です。譲受人・譲渡人は、議案書記載のとおりです。譲受人の農業機械の所有状況及び世帯における従事者・従事状況・経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査で確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については、譲受人が個人のため非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号について、譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、現在各地区において水田を耕作しており地域調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務

局より補足説明いたします。番号1、2になります。譲受人が同じですでの、一括しての説明になります。本申請における譲受人の経営面積について、自作地はなく、借入地が畠のみとなっておりますが、譲受人の実母の所有している田、約0.9ヘクタールを相対契約で使用貸借し、耕作を行っているものです。また、譲受人の叔父にあたる新沼地区の耕作者と共同で耕作を行っており、農業用機械についても、共同利用しているものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に豚舎、火薬保管庫、通路及び植林用地として使用されており、申請人が隣接する宅地に自己住宅を新築する旨相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約80年前から、生業として豚舎等を建築し、豚舎、火薬保管庫、通路及び植林用地として使用していまし

た。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に通路及び駐車場用地として使用されており、申請人が農地法との関連について相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたもので。なお、違反転用は申請人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約40年前から、自宅への進入及び駐車のため、通路及び駐車場用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願いします。

7番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件・2番案件について報告します。まず、1番案件、申請人・申請地については、議案書記載のとおりです。1月8日、5番委員・6番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。担当委員を代表して報告します。許可基準第1号の立地基準、申請地は近くに10ヘクタール以上の基盤整備されている農地があり第1種農地であります。しかし、この案件につきましては家業をしやすくするための不許可の例外事業、集落接続なりわい事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第1種農地であるため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載の対策で周辺への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続いて、2番案件、申請人・申請地については、議案書記載のとおりです。1月8日、5番委員・6番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。担当委員を代表して報告します。許可基準第1号の立地基準、申請地は近くに10ヘクタール以上の基盤整備されている農地があり第1種農地であります。しかし、この案件は既存している施設を使いやすくするための拡張事

業で不許可の例外事業、既存施設拡張事業の転用計画になります。許可基準第2号は該当ありませんが既存の施設に付随するもので他の場所での事業は困難であり、妥当と判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載の対策で周辺への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案

件2について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾及び法定外公共物（道路）占用許可の許可を得ていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件3について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。なお、譲受人は譲渡人の孫の夫に当たります。転用後の用途は、一般住宅及び駐車場用地です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から7カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番・2番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る1月7日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して、1番案件・2番案件についてご報告します。1番案件をご報告いたします。申請人・申請地等については議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にあるその他の農地なので第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討もしたが、ここしかなかったということで不可能です。許可基準は満たしていると判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続いて、2番案件です。申請人・申請地等については議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周辺が50メートル以内の間隔で概ね50戸の家

屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地ではないため該当しません。従って、許可基準は満たしていると判断いたしました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいたしております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5番 3番案件について、ご報告申し上げます。申請人・申請地等については議案書に記載のとおりです。去る1月8日・6番委員・7番委員・地区担当推進委員・事務局とともに現地調査を行いましたので結果を報告いたします。権利の設定内容は、使用貸借権の設定。許可基準1号の立地基準について、申請地は周辺が50メートル以内の間隔で概ね50個の家屋等がある第3種農地、市街地内の農地の要件に該当します。従って許可基準第2号は該当しません。続いて許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいたしております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願ひします。

2番 議案第4号 現況確認証明申請について、申請地の現況を、1月7日、1番・3番・地区担当推進委員・事務局2名で現地調査にて確認してまいりましたので代表してご報告させていただきます。議案書に記載された申告理由のとおり、すでに周辺状況からも農地として耕作することが困難と見てまいりました。従って農地の現況地、周辺の状況から判断して、申請地目が原野となっていますが、山林に訂正して証明することが妥当と判断しました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。番号1番から番号37番について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題

といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、所謂B分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、番号1番から番号37番について報告いたします。1月7日、1番・2番・地区担当推進委員・事務局とで現地調査を行いましたので担当委員を代表してご報告します。1番から25番まで非農地(山林)。26番・27番・28番は、草刈りがされて農地。29番から31番まで非農地(山林)。32番・33番は非農地(原野)。34番から37番まで非農地(山林)。と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号26番から28番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、委員報告のとおり番号26番から番号28番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。番号1番から番号8番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、番号1番から番号8番について事務局よりご説明いたします。番号1から番号4は、農地中間管理機構を通じての利用権設定しておりましたが、その契約満了に伴い、新たに農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。番号5は、農業委員会を通しての利用権設定作成しておりましたが、農地法第18条第6項による解約の手続きを経て、新たな耕作者が農地中間管理機構を通じての5年11ヶ月の利用権設定をするものです。番号6から8は、相対契約で耕作しておりますが、契約終了に伴い新たな耕作者が農地中間管理機構を通じて10年11ヶ月の利用権設定をするものです。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決定されました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第7回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長職務代理者 武 島 竜 太

議事録署名委員 12番 廣瀬 恵美子

議事録署名委員 1番 佐藤 雄一